

肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業
(畜産・酪農生産力強化対策事業(繁殖性等向上対策のうち繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証))に係る公募要領

制 定 平成 30 年 5 月 15 日付け肉改協発第 17 号

第 1 総則

肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農生産力強化対策事業(繁殖性等向上対策のうち繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証))に係る事業取組主体の公募については、この公募要領の定めるところによるものとします。

なお、公募における事務手続きについては、肉用牛改良情報活用協議会(以下「肉用牛協議会」という。)の構成員のうち公益社団法人畜産技術協会(以下「畜技協」という。)が事業取組主体の公募事務を分担して実施することとします。

第 2 事業内容、応募の要件等

1 事業内容

(1) 本事業で公募する事業の内容及び事業の要件は、別表-1のとおりとします。

(2) 公募する具体的な技術実証

本事業で公募する具体的な技術実証の内容は、以下の情報の測定・分析技術とします。

- ① 画像認識技術から体重・体型を測定する技術の実証
- ② 画像解析で栄養度判定(ボディコンディションスコア)する技術の実証
- ③ 各種センサーに対応した長距離無線通信技術を活用した広範囲監視技術の実証
- ④ その他繁殖成績の向上に資する情報の測定・分析技術の実証

2 応募団体の要件等

(1) 技術実証主体

本事業における技術実証主体は肉用牛の繁殖性向上に資する新たな技術を実証する共同の目的に沿った活動を行う法人格を有さない組織であって、次の要件を満たし、かつ、肉用牛協議会が行う公募において選定された組織であることとします。

ア 2つ以上の企業、大学、独立行政法人、農業者の組織する団体等でコンソーシアムを構成していること。

イ 技術実証を的確に遂行するに足る組織、人員、能力等を有しているこ

と。

ウ 技術実証を円滑に遂行するための財政基盤を有していること。

エ 技術実証終了後に、技術実証の成果として得られた技術やノウハウを広く普及するに足る能力等を有していること。

(2) 事業責任者（申請人）

応募に当たっては、応募団体の代表権者又は代表権者の承認を得た事業代表者を事業責任者とし、事業責任者は、事業期間中、日本国内に居住し、事業の管理及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であることとします。

(3) コンソーシアムの設立手続

コンソーシアムの設立手続は次によるものとします。なお、技術実証主体は法人格を有しないため、法人登記の必要はありません。

ア 契約方式

規約を策定し、コンソーシアムを構成する各団体の同意を得る方法であり、この場合、次の要件を満たす必要があります。（民法（明治29年法律第89号）第667条の組合契約に該当）

（ア）構成員が出資（労務等）して共同で事業を実施すること。

（イ）規約等の遵守等について、記名押印した同意書等により合意すること。

イ 協定書方式

コンソーシアムを構成する各団体が協定を締結する方法であり、出資を伴わない（共同で事業を行うこと、協定書を遵守すること等について、協定書に記名押印する）。

(4) コンソーシアムにおける資金管理（口座開設、資金の流れ等）

コンソーシアムにおける管理は、次のいずれかの方法によるものとします。

ア コンソーシアム自らが資金管理を行う場合

（ア）コンソーシアム名で技術実証に要する口座を新設する。

（イ）補助金はコンソーシアムが自ら受領し、これを各構成員において分配する。

（ウ）コンソーシアムは自ら通帳及び帳簿等（補助金出納の記録等）を管理する。

イ コンソーシアムの構成員（経理責任者）が資金管理を行う場合

（ア）コンソーシアムの構成員（経理責任者）は、技術実証に要する口座を新設する。

（イ）補助金は経理責任者に振り込まれ、これをその他の各構成員に分配する。

(ウ) コンソーシアム又は経理責任者は、代表機関の通帳及び帳簿等を管理する。

3 補助金の補助率

別表－１に定める補助金の補助率とします。

4 事業実施期間

別表－１に定める事業実施期間とします。

5 補助対象経費の範囲

(1) 補助の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費であって、別表－２の経費であり、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとします。

応募に当たっては、事業実施期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、肉用牛協議会が定める肉用牛改良情報活用協議会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち繁殖性等向上対策）実施要領（平成２８年４月２１日付け２８生畜第７６号承認）（以下「協議会要領」という。）に基づく補助金交付申請の審査等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請額とは一致しないので留意してください。

また、所要額については千円単位で計上願います。

(2) なお、これらの経費の使用に当たっては、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成２８年１月２０日付け２７生畜第１５７４号）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成２８年１月２０日付け２７生畜第１６２１号）、公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成２８年３月１７日付け２７年度発中畜第１４０１号）に定める事項に留意してください。

(3) 消費税について、補助対象経費に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があり、その金額が明らかな場合は、これを申請額から減額して申請する必要があります。

(4) 申請できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとします。

ア 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費

- イ 導入する設備・備品等を利用するための契約手数料、保険料等の経費
 - ウ 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、賞与その他の各種手当）
 - エ 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - オ 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
 - カ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）
 - キ 国の他の事業による補助金を受けた経費
 - ク その他当該事業の実施に関連のない経費
- 6 技術実証の企画提案書の提出

応募団体は、第2の1の（2）で技術実証する技術の内容、仕組み、特徴と機能、期待される効果等の項目を含んだ内容の企画提案書を、畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策のうち繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証）に係る公募書に関係資料として添付すること。

第3 技術実証主体候補者の選定

1 審査の方法及び手順

（1）事前審査

提出された申請書類について、応募の要件（応募団体の要件、事業期間等）を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外します。

（2）審査委員会による審査

ア 肉用牛協議会に設置する繁殖性等向上対策（繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証）に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、申請書類について審査し、技術実証主体を選定します。

また、審査委員会が必要と認めた場合は、応募団体から提案内容・事業実施体制等についてヒアリングや追加資料の提出等をお願いすることがあります。ヒアリングへの参加要請については、事前に別途、通知します。

なお、ヒアリングに出席しなかった場合は、応募を辞退したものとみなします。

イ 審査は非公開で行われます。また、審査委員には、委員として取得することのできた一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後においても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意をもって管理すること等の秘密保持の遵守が義務づけられます。審査の経過は通知しません。

また、委員及び審査の過程等のお問い合わせにも応じられませんので、御了承ください。なお、提出された申請書類等の申請資料は、返却しませんので御了承ください。

2 重複申請等の制限

(1) 重複申請

同一の内容で、既に農林水産省又は他省庁等の補助金等を受けている場合又は採択が決定している場合は、応募することができません。

(2) 不正行為に対する是正措置

協議会要領の第16の規定に基づき、不正行為に対する是正措置等を求めている者については、応募することができません。

3 技術実証主体候補者の決定

(1) 審査委員会において技術実証主体候補者を選定し、この審査結果をもって、技術実証主体候補者を最終決定します。

なお、予算の範囲内において、複数者を技術実証主体候補者として選定する予定です。

(2) 審査の観点

審査の具体的な観点は、以下のとおりとします。

ア 必要性

(ア) 実証する技術は新規性・先導性・優位性を有しているか。

(イ) 課題の抽出が具体的かつ妥当な取組となっているか。

イ 効率性

(ア) 事業計画等（事業内容、事業費等）は具体的かつ適当であるか。

(イ) 事業が遂行可能な適正な体制（人員、事業執行体制、事務処理体制、事業推進体制）が組まれているか。

ウ 有効性

(ア) 目標の達成が可能な取組となっているか。

(イ) 事業成果の波及が期待できる取組となっているか。

(3) 審査結果の通知等

審査の結果（採択又は不採択）については、技術実証主体候補者を最

終決定し次第、速やかに応募者に対して個別に通知する予定です。

採択の通知については、補助金交付の候補となったことをお知らせするもので、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

第4 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続等

- 1 第3の3の(3)による採択通知を受けた技術実証主体候補者は、協議会要領等に基づく補助金交付申請書を肉用牛協議会代表に提出していただきます。

また、協議会要領に基づき事業成果（実績）報告書に必要書類を添付し提出していただきます。その後、提出された事業成果（実績）報告書等を肉用牛協議会において審査し、実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金の額の確定通知書を送付するとともに補助金を支払うこととします。

なお、補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払いとなります。

- 2 技術実証主体の責務等

補助金の交付決定を受けた技術実証主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進

技術実証主体は、協議会要領等を遵守し、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。

また、補助金交付申請書（採択決定後、補助金の交付を受けるために提出することとなっている申請書）の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、適切かつ遅滞なく行う必要があります。

(2) 補助金の経理管理

交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、次の点に留意する必要があります。

ア この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）が適用されます。

イ 技術実証主体は、協議会要領に基づき、交付された補助金の一部を委託先に委託費として交付することができます。

ただし、この場合、技術実証主体は、事業全体の責任者として、委託

先における補助金の経理管理状況について、定期的に報告等を求めるなど、補助金の交付の条件に違反することにならないようにするとともに、補助金全体の適切かつ円滑な経理管理が行われるようにしなければなりません。

ウ 技術実証主体は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めなければなりません。

エ 技術実証主体は、補助金の経理管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）を、当該団体の会計部局等において実施してください。

(3) フォローアップ

肉用牛協議会は、事業実施期間中、所期の目的が達成されるよう技術実証主体に対し、事業実施上必要な指導・助言等を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行うことがあります。

また、事業実施期間中における事業の進捗状況及び交付を受けた補助金の使用状況についての報告を技術実証主体にお願いすることがあります。

(4) 取得財産の管理

事業により取得した設備等の財産の所有権は、技術実証主体を構成する団体又は受益者に帰属します。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

ア 事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に反って効果的運用を図らなければなりません。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日20経第385号）に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要がある時は、肉用牛協議会を通じて、事前に農林水産省と協議するものとします。

なお、その際、交付を受けた補助金の額を限度として、その全部又は一部を農林水産省に納付していただくことがあります。

(5) 知的財産権の帰属

事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノ

ウハウ等)は、発明者個人に帰属するものとします。ただし、事業に係る知的財産権に関して出願、申請等の手続を行った場合(著作権については、著作物が得られた場合)、若しくは取得した場合、又は実施権を設定した場合は、遅滞なく、肉用牛協議会を通じて、農林水産省にその旨を報告しなければならないものとします。

なお、農林水産省は、特許等の取得状況を自由に公表できるものとします。

また、事業実施期間中及び事業終了後5年間において、事業により得られた知的財産権の全部又は一部の譲渡等を行おうとする場合は、肉用牛協議会を通じて、事前に農林水産省の承認を受けなければなりません。

事業により取得した知的財産権を適切に管理するため、技術実証主体は構成員間における持ち分の割合や利益配分等についてあらかじめ取り決めるものとします。

(6) 事業成果等の報告及び発表

事業により得られた成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、事業終了後に必要な報告を行わなければならないものとします。

また、肉用牛協議会は、技術実証主体の承諾を得て公表できるものとします。事業により得られた事業成果については、農業関係者、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に事業成果の公開・普及に努めるものとします。また、事業終了後に得られた成果についても、必要に応じて発表するものとします。なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、事業による成果であること、論文の見解が農林水産省、肉用牛協議会及び畜技協の見解でないことを必ず明記し、公表した資料については肉用牛協議会を経由して農林水産省に提出されなければなりません。

(7) その他

その他肉用牛協議会の定めるところにより義務が課されることがあります。

第5 応募手続

(1) 応募書の記載内容

ア 「平成30年度畜産・酪農生産力強化対策事業(繁殖性等向上対策のうち繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証)応募書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

イ 「平成30年度畜産・酪農生産力強化対策事業(繁殖性等向上対策のうち繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証)応募書」は様式

1から3によって構成されます。

(2) 応募方法

ア 提出期間

平成30年5月21日(月)～平成30年6月11日(月)

イ 提出先・問合せ先

提出先：〒113-0034

東京都文京区湯島3丁目20番9号 緬羊会館内

肉用牛改良情報活用協議会

公募事務担当 公益社団法人 畜産技術協会

あて

問合せ先：電話：03-3836-2301(代表)

FAX：03-3836-2302

電子メール：oubo(アットマーク)jlta.jp

※スパムメール対策のため()の@は省略しています。

問い合わせについては、(月)～(金)(祝祭日を除く。)で午前9時30分～午後5時30分(正午～午後1時を除く。)とします。

ウ 提出書類及び部数

以下の(ア)～(エ)の書類を1つの封筒に入れ、“平成30年度畜産・酪農生産力強化対策事業(繁殖性等向上対策のうち繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証)応募書在中”と表に朱書きをして提出してください。

なお、提出書類は返却しません。

(ア)「平成30年度畜産・酪農生産力強化対策事業(繁殖性等向上対策のうち繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証)応募書」(様式1～3) 6部(正1部、副5部)

(イ)技術実証主を構成する団体概要(民間企業：会社経歴(概要)、直近の総会資料(財務諸表等の添付資料)、公益法人等：定款(又は規約)・寄付行為、業務方法書、決算報告書等) 1部

(ウ)受付確認用返信はがき 1部

(エ)応募書類チェックシート(別紙) 1部

※ 応募書類の提出は、原則として「郵送又は宅配便(バイク便を含む。)」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「FAX」又は「電子メール」による提出は受け付けません。

※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって、提出期間内に必着するようにしてください。

※ 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうとも無効となります。

また、書類に不備等がないよう、この応募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（申請書類のフォーマットは変更しないでください。）

※ 申請書はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出してください（様式は畜産技術協会ホームページよりダウンロードできます。）。様式は、必ず日本工業規格A4サイズの内紙を使用し、両面印刷で提出してください。様式1～3については、この順に一括して左上1ヶ所のホッチキス止めとし、ページ中央下段に通し番号を付けてください。

※ 応募のために提供いただく個人情報は、適切な管理の下、公募審査のためにのみ使用し、それ以外の目的では使用しません。

第6 その他

公募開始後に事情により事業の中止や事業内容の変更がある場合がありますのでご了承ください。

別表－1 平成30年度畜産・酪農生産力強化対策事業（繁殖性等向上対策のうち繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証）

事業の内容	事業の要件	事業実施期間	補助率
<p>1 ICT等の新技術を活用した肉用牛の繁殖性の向上</p> <p>(2)繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証</p> <p>イ 新たな測定・分析技術の実証</p> <p>技術実証計画に基づき、技術実証主体が行う、繁殖成績の向上や繁殖管理の効率化に資するために必要となる、発育、栄養度、発情周期等の指標を測定・分析する新たな技術の実証の取組</p>	<p>1 事業対象となる肉用牛は、繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種（乳用種との交雑種は含まない。）の雌牛又はその子牛とします。</p> <p>2 左記のイの事業において新たな測定・分析技術の実証において、実証の対象となる新たな技術は、以下のとおりとします。</p> <p>(1)繁殖性の向上や繁殖管理の効率化に資する発育、栄養度、発情周期等の指標を測定・分析する新たな技術であることとします。</p> <p>(2)既に商品化されている技術にあっては、それを改良して、新たに実用化・商品化を試みようとするものであることとします。</p>	<p>平成30年度</p>	<p>定額</p>

別表－２

補助対象経費（技術実証主体）

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	備考
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書(原則3社以上、該当する設備備品が1社又は2社のみが扱っている場合を除く)やカタログ等を添付すること。
事業費	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	原材料費	事業を実施するために必要な材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること ・試作品の開発や施設を改修する場合の費用も含む
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること
	光熱水費	事業を実施するために必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集・処理・分析費	事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な人件費	

旅費	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・取組主体に従事する者に対する謝金は認めない
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（技術実証主体の構成員を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・補助金の額の50%未満とすること ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない ・技術実証主体ない発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	<ul style="list-style-type: none"> ・試作品の制作・加工について、他社に設計図を示して制作・加工を行ってもらった場合の費用を含む
雑 役 務 費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

	社会保険料	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費	

1. 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
2. 上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
 - (1) 本事業で得られた機器や成果物等を有償で配布した場合
 - (2) 補助事業の有無にかかわらず技術実証主体の構成員及び委託先で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合